



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*4	和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例	(総務課).....	5
*5	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	7
*6	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	7
*7	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	8
*8	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	9
*9	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	9
*10	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	11
*11	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課).....	11
*12	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(子ども未来課).....	12
*13	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(〃).....	13
*14	和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(障害福祉課).....	14
*15	和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(道路保全課).....	17
*16	和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	24
*17	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	27
*18	和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(〃).....	28
*19	和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例	(〃).....	28
*20	和歌山県博物館協議会条例の一部を改正する条例	(〃).....	29
*21	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	29
*22	和歌山県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(〃).....	30
*23	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	33

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会が行う事務を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条、第9条及び第10条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。
(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について、勤勉手当の支給割合を改めました。(第24条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めました。(第9条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

会計年度任用職員の給与について、その基準月額に係る基礎額及び上限額の改定を行うとともに、期末手当の支給割合を改めることとしました。(第7条及び別表関係)

2 施行期日

第7条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

宅地造成等規制法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(附則第4項関係)

2 施行期日

令和5年5月26日から施行します。

◇ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を改めるとともに、学校教育法の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(第2条及び別表第1関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第3条及び附則第2項関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

次の条例について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。

(1) 和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第3条関係）

(2) 和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第3条関係）

(3) 和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）

(4) 和歌山県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）

(5) 和歌山県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）

(6) 和歌山県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）

(7) 和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条及び第3条関係）

(8) 和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第3条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、(7)の改正規定（「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。（別表関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について、勤勉手当の支給割合を改めました。（第20条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第2条及び第4条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県博物館協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第1条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について、勤勉手当の支給割合を改めました。(第22条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県暴力団排除条例の一部を改正する条例

1 条例概要

暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域を拡大するとともに、暴力団への利益供与に係る^{ほう}補助及び名義貸し行為を禁止するほか、所要の改正を行うこととしました。(第12条、第12条の2、第15条、第17条～第17条の3、第21条～第23条、第26条及び附則関係)

2 施行期日

令和5年7月1日から施行します。ただし、第12条第1項第4号の改正規定は、令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 旅券法等の一部改正に伴い、同法第20条第2項の規定の適用を受ける場合における一般旅券の発給に係る手数料の額を定めるとともに、一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止するほか、所要の改正を行うこととしました。(別表第2第8項関係)
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定自動運行の許可の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めることとしました。(別表第2第34項関係)
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務に係る手数料の額を改定するとともに、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(別表第3第5項関係)

- (4) 和歌山県工業技術センターの機器の更新等に伴い、手数料の額の改定等を行うこととしました。（別表第3第6項関係）
- (5) 建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正等を行うこととしました。（別表第3第13項関係）
- (6) 教育職員免許法等の一部改正に伴い、普通免許状及び特別免許状の更新等に関する手数料を廃止するとともに、規定の整備を行いました。（別表第3第14項関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 別表第3第5項第19号の改正規定、同表第13項第8号の改正規定（「及び第15号」を「第12号及び第15号」に改める部分に限る。）、同項第8号の6、第12号及び第15号の改正規定並びに1の(6)の改正規定 公布の日
- (2) 1の(1)の改正規定 令和5年3月27日

条 例

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第4号

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例（令和2年和歌山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置) 第2条 次に掲げる事務を行うため、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げる事務のほか、情報公開に関する重要事項について、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び建議すること。</u></p> <p>(3) <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第9条において「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。</u></p> <p>(4) <u>和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年和歌山県条例第38号。第6号において「個人情報保護法施行条例」という。）第5条の規定による諮問に応じて調査審議すること。</u></p>	<p>(設置) 第2条 次に掲げる事務を行うため、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「個人情報保護条例」という。）第6条第2項第6号、第3項第5号若しくは第4項第2号、第12条第7号、第14条第2項第3号、第45条の10第2項又は第45条の15第2項の規定により実施機関に対して意見を述べること。</u></p> <p>(3) <u>個人情報保護条例第40条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。</u></p>

- (5) 略
- (6) 個人情報保護法施行条例第5条に規定する県の機関(第9条及び第10条において「県の機関」という。)、議会及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第9条及び第10条において同じ。))に対して、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、意見を述べること。

- (7) 和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年和歌山県条例第70号。次号及び第9条において「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (8) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(定義)

第9条 この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 略
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした県の機関及び県が設立した地方独立行政法人
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問をした議長

2 略

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(審議会の調査権限)

第10条 略

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、第2条第2号、第4号から第6号まで又は第8号の規定による調査審議を行う場合において必要があると認めるときは、その調査審議に係るある県の機関、議会及び県が設立した地方独立行政法人の職員その他の者に対し、

- (4) 略
- (5) 個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関に対して、次に掲げる事務を行うこと。

ア 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、意見を述べること。

イ 個人情報保護条例第2条第13号に規定する実施機関非識別加工情報(同条第14号に規定する実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の取扱いについて調査審議し、建議すること。

- (6) 前各号に掲げる事務のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関又は個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び建議すること。

(定義)

第9条 この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 略
- (2) 個人情報保護条例第40条第2項に規定する諮問実施機関

2 略

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護条例第22条第1項、第32条第1項又は第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(審議会の調査権限)

第10条 略

2・3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、第2条第2号又は第4号から第6号までの規定による調査審議を行う場合において必要があると認めるときは、その調査審議に係るある実施機関の職員その他の者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又

し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 和歌山県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年和歌山県条例第38号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下この項において「旧条例」という。）第16条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合の同項の規定による諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第5号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の165</u>とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の167.5</u>とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第6号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和6年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和5年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和4年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第7号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当） 第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定</p>	<p>（勤勉手当） 第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹</p>

幹部職員にあつては、100分の57.5 を乗じて得た額の総額
3～5 略

部職員にあつては、100分の60 を乗じて得た額の総額
3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第8号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の120を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第23条第2項中「100分の120を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）」とあるのは「<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第9号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。)と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。))第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける警察官を含む。)と、警察職員の給与条例第21条第2項中「100分の120を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官(第22条第2項において「特定幹部警察官」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)」とあるのは「<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額」とする。</p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第10号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略			(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
業務の種別	基礎額	上限額	業務の種別	基礎額	上限額
一般事務の補助業務	<u>150,100円</u>	<u>154,600円</u>	一般事務の補助業務	<u>146,100円</u>	<u>150,600円</u>
一般事務に関する業務	<u>150,100円</u>	<u>158,900円</u>	一般事務に関する業務	<u>146,100円</u>	<u>154,900円</u>
高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>150,100円</u>	<u>172,600円</u>	高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>146,100円</u>	<u>168,900円</u>
相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>150,100円</u>	<u>191,700円</u>	相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	<u>146,100円</u>	<u>188,700円</u>
資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	<u>191,700円</u>	<u>223,300円</u>	資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	<u>188,700円</u>	<u>220,600円</u>
断続的な業務	<u>150,100円</u>	<u>150,100円</u>	断続的な業務	<u>146,100円</u>	<u>146,100円</u>
医療業務	<u>197,000円</u>	<u>236,000円</u>	医療業務	<u>192,400円</u>	<u>232,700円</u>
給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	<u>203,600円</u>	<u>242,900円</u>	給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	<u>200,200円</u>	<u>239,900円</u>

附 則

この条例中第7条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第11号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 略</p> <p>（宅地造成等規制法等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 <u>第11条第1項（第18条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和5年5月26日から起算して2年を経過する日（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第4項の規定による公示がされた場合にあつては当該公示の日の前日）までの間に限り、第11条第1項第3号中「宅地造成等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法」と、同項第4号中「宅地造成等規制法施行令」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）による改正前の宅地造成等規制法施行令」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第12号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年和歌山県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件）</p> <p>第2条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、<u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る施設が次の各号のいずれ</u></p>	<p>（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件）</p> <p>第2条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る施設が次の各号のいずれ</p>

かに該当するものであること及び別表第1に定めるとおりとする。

(1) 幼稚園型施設(次のいずれかに該当する施設をいう。以下同じ。)

ア 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子供のうち保育を必要とする子供に該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 略

(2)・(3) 略

別表第1(第2条関係)

1~6 略

7 管理運営等

(1)~(7) 略

(8) 認定こども園は、子供の通園、園外における学習のための移動その他の子供の移動のために自動車を運行するときは、子供の乗車及び降車の際に、点呼その他の子供の所在を確実に把握することができる方法により、子供の所在を確認しなければならない。

(9) 認定こども園は、子供の通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子供の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子供の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による子供の所在の確認(子供の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(10)~(14) 略

8・9 略

かに該当するものであること及び別表第1に定めるとおりとする。

(1) 幼稚園型施設(次のいずれかに該当する施設をいう。以下同じ。)

ア 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子供のうち保育を必要とする子供に該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 略

(2)・(3) 略

別表第1(第2条関係)

1~6 略

7 管理運営等

(1)~(7) 略

(8)~(12) 略

8・9 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 認定こども園において、この条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(以下この項において「新条例」という。)別表第1第7項第9号に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に新条例別表第1第7項第9号に規定するブザーその他の車内の子供の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間は、当該自動車にブザー等を備えて新条例別表第1第7項第8号の規定による子供の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子供の所在の確認を行わなければならない。

和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第13号

和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準） 第3条 第1条の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、<u>法第45条第2項に規定する内閣府令</u>で定める基準の例による。</p> <p>附 則 （保育所の設備の基準の特例） 2 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（地方公共団体が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について、<u>厚生労働省関係構造改革特別区域法第35条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条各号に掲げる要件を満たしていることを認めて同法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児又は満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</u></p>	<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準） 第3条 第1条の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、<u>法第45条第2項に規定する厚生労働省令</u>で定める基準の例による。</p> <p>附 則 （保育所の設備の基準の特例） 2 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（地方公共団体が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について、<u>厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条各号に掲げる要件を満たしていることを認めて同法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児又は満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第14号

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改

正)

第1条 和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第30条第2項、第36条第4項、第41条の2第2項及び第43条第3項に規定する <u>主務省令</u> で定める基準の例による。	(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第30条第2項、第36条第4項、第41条の2第2項及び第43条第3項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める基準の例による。

(和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第38条第3項において準用する法第36条第4項及び第44条第3項に規定する <u>主務省令</u> で定める基準の例による。	(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第38条第3項において準用する法第36条第4項及び第44条第3項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める基準の例による。

(和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する <u>主務省令</u> で定める基準の例による。	(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める基準の例による。

(和歌山県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 和歌山県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)
 第3条 第1条の地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する主務省令で定める基準の例による。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)
 第3条 第1条の地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(和歌山県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 和歌山県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(福祉ホームの設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する <u>主務省令</u> で定める基準の例による。	(福祉ホームの設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める基準の例による。

(和歌山県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 和歌山県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第84条第2項に規定する <u>主務省令</u> で定める基準の例による。	(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第84条第2項に規定する <u>厚生労働省令</u> で定める基準の例による。

(和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第2項、第21条の5の15第4項、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項に規定する	(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等) 第3条 第1条の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第2項、第21条の5の15第3項、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項に規定する

内閣府令で定める基準の例による。

厚生労働省令で定める基準の例による。

（和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等） 第3条 第1条の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第4項及び第24条の12第3項に規定する内閣府令で定める基準の例による。	（指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等） 第3条 第1条の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第4項及び第24条の12第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定（「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第15号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき 1年	800	570	480	430
	第2種電柱		1,200	870	730	670
	第3種電柱		1,700	1,200	990	900

第1種電話柱		710	510	430	390
第2種電話柱		1,100	810	680	620
第3種電話柱		1,600	1,100	940	850
その他の柱類		71	51	43	39
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	7	5	4	4
地下に設ける電線その他の線類		4	3	3	2
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	700	490	420	380
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	430	300	260	230
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,400	1,000	850	780
郵便差出箱及び信書便差出箱		600	420	360	330
広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	4,800	1,800	870	590
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,400	1,000	850	780

			年				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	30	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			43	30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			64	45	38	35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			86	61	51	47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			130	91	77	70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			170	120	100	93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			300	210	180	160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			430	300	260	230
	外径が1メートル以上のもの			860	610	510	470
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その	長さ1メートルにつき1年	4	3	3	2
		地下に設けるもの その他のもの		14	10	9	8

	他の線類						
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき 1年	1,100	810	680	620
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	710	510	430	390
		地下に設けるもの		430	300	260	230
	その他のもの			1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,400	900	430	290
	地下に設ける通路			1,500	540	260	180
	その他のもの			1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	48	18	9	6
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1日	480	180	87	59

			ルにつき1 月				
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板（アー チである ものを除 く。）	一時的に設ける もの	表示面積1 平方メート ルにつき1 月	480	180	87	59
		その他のもの	表示面積1 平方メート ルにつき1 年	4,800	1,800	870	590
	標識		1本につき 1年	1,100	810	680	620
旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき 1日	48	18	9	6	
	その他のもの	1本につき 1月	480	180	87	59	
幕（令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	48	18	9	6	
	その他のもの	その面積1 平方メート ルにつき1 月	480	180	87	59	
アーチ	車道を横断する もの	1基につき 1月	4,800	1,800	870	590	

		その他のもの		2,400	900	430	290
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1年	480	180	87	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				140	100	85	78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額					
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.00	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01

		9 を乗じて得た額	1 を乗じて得た額	4 を乗じて得た額	5 を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額			
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額			

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 第2級地 和歌山市
 - (2) 第3級地 有田市、御坊市、岩出市、湯浅町及び美浜町
 - (3) 第4級地 海南市、橋本市、新宮市、紀の川市、有田川町、白浜町、上富田町及び太地町

- (4) 第5級地 田辺市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、広川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、すさみ町、古座川町、那智勝浦町、北山村及び串本町
- 3 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下3において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下4において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第16号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>		<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
<p>33 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。)、和歌山県建築基準法施行条例(平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。))並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第6項及び第7項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第6項及び第7項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理 (6) 法第43条第2項第1号の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理及び同項第2号の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理 (7)～(16) 略 (17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	各市町村 村(1)及び(3)から(15)までについて は、和歌山市を除く。)	<p>33 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。)、和歌山県建築基準法施行条例(平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。))並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 法第43条第2項、第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第6項及び第7項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第6項及び第7項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理 (6)～(15) 略 (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	各市町村 村(1)及び(3)から(14)までについては、和歌山市を除く。)

略

略

第2条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>		<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
<p>33 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。)、和歌山県建築基準法施行条例(平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。)<u>並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(4) 略 (5) 法第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第56条の2第1項ただし書、<u>第57条の4第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第6項及び第7項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第6項及び第7項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u> (6)・(7) 略 <u>(8) 法第52条第6項第3号の規定による認定に係る知事に提出す</u></p>	各市町村(1)及び(3)から(16)までについては、和歌山市を除く。	<p>33 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。)、和歌山県建築基準法施行条例(平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。)<u>並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(4) 略 (5) 法第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、<u>第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第6項及び第7項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第6項及び第7項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</u> (6)・(7) 略</p>	各市町村(1)及び(3)から(15)までについては、和歌山市を除く。

<p>べき申請書の受理並びに同条第10項、第11項及び第14項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(9) 法第55条第2項の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理並びに同条第3項及び第4項各号の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(10)～(17) 略</p> <p>(18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>(8) 法第55条第2項の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理及び同条第3項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(9)～(16) 略</p> <p>(17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第17号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第18号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,895人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,060人</u> 第3条 略 第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,982人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,178人</u> (2) 略	(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,897人</u> (3) 特別支援学校 <u>1,076人</u> 第3条 略 第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,960人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,187人</u> (2) 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第19号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>203人</u> (6)～(8) 略 2 略	(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>201人</u> (6)～(8) 略 2 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県博物館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第20号

和歌山県博物館協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県博物館協議会条例（昭和57年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(設置) 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる博物館にそれぞれ当該右欄に掲げる博物館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>(設置) 第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる博物館にそれぞれ当該右欄に掲げる博物館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第21号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤労手当) 第22条 略 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤労手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤労手当) 第22条 略 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤労手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u>（特定幹部警察官にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p>

(2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部警察官にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額
3～5 略

(2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部警察官にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額
3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第22号

和歌山県暴力団排除条例の一部を改正する条例

和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第12条 暴力団事務所は、県内の次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 暴力団事務所は、前項に規定する区域のほか、<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域において、開設し、又は運営してはならない。</u></p> <p>(中止命令)</p> <p>第12条の2 <u>公安委員会は、前条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。</u></p> <p>(事業者による利益供与の禁止)</p> <p>第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益供与をすること（法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益供与をする場合その他正当な理由がある場合を除く。）。</u></p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第12条 暴力団事務所は、県内の次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつてその開設後に同項に掲げるいずれかの施設が設置され、又は土地を同項に掲げるいずれかの施設の用に供するものと決定されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。</p> <p>(事業者による利益供与の禁止)</p> <p>第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益供与をすること。</u></p> <p>2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行</p>

(暴力団員等が利益供与を受けることの禁止等)

第17条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条の規定に違反することとなる利益供与を受け、又は事業者に当該事業者が同条の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

(利益供与を幫助することの禁止)

第17条の2 何人も、情を知って、事業者からの暴力団員等又は当該暴力団員等が指定した者に対する利益供与であって、第15条の規定に違反することとなるものを幫助してはならない。

(他人の名義を利用することの禁止等)

第17条の3 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、情を知って、暴力団員に、自己又は他人の名義の利用であって、前項の規定に違反することとなるものをさせてはならない。

(調査及び立入り)

第21条 公安委員会は、第12条第2項、第15条、第17条から第17条の3まで、第18条第2項、第19条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者(次項において「調査対象者」という。)に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による説明又は資料の提出によっては、その違反の事実を明らかにする目的を達成することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その必要の限度において、警察職員に事業所、暴力団事務所その他の施設に立ち入り、物件を検査させ、又は調査対象者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第22条 公安委員会は、第15条、第17条から第17条の3まで、第18条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為があった場合において、暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(暴力団員等が利益供与を受けることの禁止等)

第17条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条第1項の規定に違反することとなる利益供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条第2項の規定に違反することとなる利益供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

(調査)

第21条 公安委員会は、第15条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告等)

第22条 公安委員会は、第15条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為があった場合において、暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 略

(事実の公表等)

第23条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- (1) 第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた者が、正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき。
- (2) 前条第1項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったとき。

2・3 略

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者
 - (2) 第12条の2の規定による命令に違反した者
- 2 第21条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条第1項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所（以下この項において「施行時運営事務所」という。）及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所（以下この項において「施行後開設事務所」という。）であってその開設後に同項に掲げるいずれかの施設が設置され、又は土地を同項に掲げるいずれかの施設の用に供するものと決定されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、施行時運営事務所にあつてはこの条例の施行後に、施行後開設事務所にあつては同項に掲げるいずれかの施設が設置され、又は土地を同項に掲げるいずれかの施設の用に供するものと決定されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなった後に、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第12条第1項第4号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和歌山県暴力団排除条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所（改正後の条例第2条第

2 略

(事実の公表等)

第23条 公安委員会は、第21条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき又は前条第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2・3 略

(罰則)

第26条 第12条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

5号に規定する暴力団事務所をいう。以下この項において「施行時運営事務所」という。）及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所（以下この項において「施行後開設事務所」という。）であってその開設後に改正後の条例第12条第2項に規定する区域において運営されることとなったものには、適用しない。ただし、施行時運営事務所にあつてはこの条例の施行後に、施行後開設事務所にあつては同項に規定する区域において運営されることとなった後に、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第23号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係） 1～7 略 8 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1) <u>法第20条第1項第1号から第3号までの処分 1件につき 2,000円（同条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,000円）</u> (2) <u>法第20条第1項第4号の処分 1件につき 300円</u> 9～33 略 34 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1)～(5) 略 (6) 特定自動運行許可等関係事務 ア <u>法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査 1件につき 79,200円</u> イ <u>法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 78,500円</u> 35・36 略 別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係） 1～4 略 5 福祉関係事務 (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号から第16号までにおいて「法」という。）第69条の2第1項の介護支援専門	別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係） 1～7 略 8 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1) <u>法第3条、第5条並びに第8条第1項及び第2項の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき 2,000円</u> (2) <u>法第9条第1項並びに同条第3項において準用する法第3条第1項ただし書、第3項及び第4項並びに第8条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加 1件につき 300円</u> (3) <u>法第12条第1項並びに同条第3項において準用する法第3条第1項ただし書及び第4項並びに第8条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補 1件につき 500円</u> 9～33 略 34 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 (1)～(5) 略 35・36 略 別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係） 1～4 略 5 福祉関係事務 (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号から第16号までにおいて「法」という。）第69条の2第1項の介護支援専門

員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定(以下この号及び次号において「試験問題作成事務」という。) 1件につき 1,400円

備考 略

(2)~(18) 略

(19) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第6項及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第70条第6項の規定に基づく研修の実施 1件につき 20,000円

(20) 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析

ア 元素分析

(7)・(イ) 略

(ウ) 全有機体炭素分析(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条第1項に規定する日本薬局方に定める有機体炭素試験法に限る。) 1試料につき 4,540円

イ 略

ウ クロマト分析

(7) 分子量分布測定 1試料につき 10,580円

(イ) 略

エ 略

オ X線分析

(7) 略

(イ) 蛍光X線分析(エネルギー分散型)定性 1試料1測定につき 7,390円

イ 略

カ 核磁気共鳴分析

(7) 略

(イ) 炭素

a 略

b 3時間以上 1試料につき 26,760円

(ウ) 他核

a 略

b 3時間以上 1試料につき 29,830円

(エ) 2D

a 略

b 3時間以上 1試料につき 27,770円

(オ) 固体

a 8時間未満 1試料につき 62,220円

b 8時間以上 1試料につき 90,700円

キ 熱分析

(7) 略

(イ) 熱機械特性 7,010円

イ 略

ク 表面分析

X線光電子分光分析 1試料につき 18,510円

ケ 略

(3) 略

(4) 電子顕微鏡試験

員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定(以下この号及び次号において「試験問題作成事務」という。) 1件につき 1,800円

備考 略

(2)~(18) 略

(19) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第7項及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第70条第7項の規定に基づく研修の実施 1件につき 20,000円

(20) 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析

ア 元素分析

(7)・(イ) 略

(ウ) 全有機体炭素分析(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条第1項に規定する日本薬局方に定める有機体炭素試験法に限る。) 1試料につき 4,130円

イ 略

ウ クロマト分析

(7) 分子量分布測定 1試料につき 9,620円

(イ) 略

エ 略

オ X線分析

(7) 略

(イ) 蛍光X線分析(エネルギー分散型)定性 1試料1測定につき 6,720円

イ 略

カ 核磁気共鳴分析

(7) 略

(イ) 炭素

a 略

b 3時間以上 1試料につき 24,330円

(ウ) 他核

a 略

b 3時間以上 1試料につき 27,120円

(エ) 2D

a 略

b 3時間以上 1試料につき 25,250円

(オ) 固体

a 8時間未満 1試料につき 56,570円

b 8時間以上 1試料につき 82,460円

キ 熱分析

(7) 略

(イ) 熱機械特性

a 室温より高い場合 7,010円

b 室温より低い場合 10,090円

イ 略

ク 表面分析

X線光電子分光分析 1試料につき 16,830円

ケ 略

(3) 略

(4) 電子顕微鏡試験

- ア 熱電子型電子顕微鏡試験
 (7) 一般撮影 1視野につき8,930円とし、同一視野内で倍率を変更することにより、1,660円を加算する。
 (i) 電子線による分析
 a エネルギー分散型定性 1測定につき10,250円とし、同一視野内で1測定増すごとに1,510円を加算する。
 b その他電子線による分析 1時間まで18,720円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに6,020円を加算する。
- イ・ウ 略
 (5)~(7) 略
 (8) 物性測定
 ア 化学物性測定
 (7) 水素イオン濃度、電気伝導度、比重、密度、粘度 1試料1項目につき1,210円
 (i) 略
 (7) 脱臭効果試験 1試料1測定につき2,910円
- イ〜キ 略
 (9) 略
 (10) 電気試験・測定
 ア 電気特性試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき4,730円
 イ 略
 ウ 耐電圧試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき3,260円
- エ〜カ 略
 (11) 環境試験・測定
 ア〜オ 略
 カ 耐候試験 1時間まで1,580円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,340円を加算する。
- キ・ク 略
 (12) 微生物試験
 ア 定性 1試料1項目につき1,330円
 イ 定量 1試料1項目につき2,900円
 ウ その他微生物試験 1試料1項目につき7,380円
- (13) 特定分野試験
 ア 高分子(材料及び製品に限る。)
 (7)~(エ) 略
 (カ) 水蒸気透過率(等圧法)
 a 50度未満 1試料につき15,030円
 b 50度以上 1試料につき17,780円
 (カ)・(キ) 略
- イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)
 (7)~(エ) 略
 (カ)・(カ) 略
 (キ) 染色堅ろう度試験
 a・b 略
 c 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき9,200円
 (ウ)~(セ) 略
- ウ 食品
 (7) 略
 (i) 食品物性試験 1試料1項目につき4,980円
 (7) 食品保存試験 1試料1日まで1,810円

- ア 熱電子型電子顕微鏡試験
 (7) 一般撮影 1視野につき8,930円
- (i) 電子線による分析
 a 定性 1測定につき10,250円
 b マッピング 1測定につき17,300円
- イ・ウ 略
 (5)~(7) 略
 (8) 物性測定
 ア 化学物性測定
 (7) 水素イオン濃度、電気伝導度、比重、密度、粘度 1試料1項目につき1,100円
 (i) 略
 (7) 脱臭効果試験 1試料1測定につき2,650円
- イ〜キ 略
 (9) 略
 (10) 電気試験・測定
 ア 電気特性試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき4,300円
 イ 略
 ウ 耐電圧試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき2,970円
- エ〜カ 略
 (11) 環境試験・測定
 ア〜オ 略
 カ 耐候試験 1時間まで1,440円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,220円を加算する。
- キ・ク 略
 (12) 微生物試験
 ア 定性 1試料1項目につき1,210円
 イ 定量 1試料1項目につき2,640円
 ウ その他微生物試験 1試料1項目につき6,710円
- (13) 特定分野試験
 ア 高分子(材料及び製品に限る。)
 (7)~(エ) 略
 (カ) 水蒸気透過率(差圧法) 1試料につき10,390円
 (カ) 水蒸気透過率(等圧法)
 a 50度未満 1試料につき13,670円
 b 50度以上 1試料につき16,170円
 (キ)・(ク) 略
- イ 繊維(糸、布及び加工布に限る。)
 (7)~(エ) 略
 (カ) 燃焼性試験 1試料につき4,300円
 (カ)・(キ) 略
 (ク) 染色堅ろう度試験
 a・b 略
 c 分光照射試験 10時間(10時間未満は、10時間とする。)につき2,200円
 d 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき8,400円
 (ウ)~(ウ) 略
- ウ 食品
 (7) 略
 (i) 食品物性試験 1試料1項目につき4,530円
 (7) 食品保存試験 1試料1日まで1,650円

0円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに180円を加算する。

- (エ)~(キ) 略
- (ク) 食品におい成分試験 1試料につき 9,940円
- (ケ) 有機酸成分試験 1試料1成分につき 5,220円

(コ) 略
エ・オ 略
カ 皮革

- (7) 皮革物性試験 a~f 略

g 略

- (イ) 略
- (ウ) 皮革染色堅ろう度試験 a・b 略
c 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 920円

キ 医薬品等

- (7) 定性試験 1成分につき 2,260円
- (イ) 定量試験 1成分につき 3,750円
- (ウ) 製造用水試験 1件につき 7,730円

円

ク 略

- (14) 略
- (15) 特殊加工
ア・イ 略
ウ 積層造形

- (7) 略
- (イ) 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,450円

エ・オ 略

カ その他特殊加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,110円

(16)・(17) 略

備考 略

7~12 略
13 土木関係事務

- (1)~(7) 略
- (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア~エ 略

オ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査

(7) 略

- (イ) (7)の表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分の床面積について算定する。ただし、建築物の増築又は改築を行う場合であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第12号及び第15号において「基準省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第15号において同じ。)を算定するときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する

カ~ニ 略

又 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審

0円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに170円を加算する。

- (エ)~(キ) 略
- (ク) 食品におい成分試験 1試料につき 9,040円
- (ケ) 有機酸成分試験

a	定性	1試料につき	3,980円
b	定量	1成分につき	4,750円

(コ) 略

エ・オ 略
カ 皮革

- (7) 皮革物性試験 a~f 略

g	透湿度	1試料につき	1,450円
h	略		

(イ) 略

- (ウ) 皮革染色堅ろう度試験 a・b 略
c 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗 1試料1項目につき 840円

キ 医薬品等

- (7) 定性試験 1成分につき 2,060円
- (イ) 定量試験 1成分につき 3,410円
- (ウ) 製造用水試験 1件につき 7,030円

円

ク 略

- (14) 略
- (15) 特殊加工
ア・イ 略
ウ 積層造形

- (7) 略
- (イ) 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,610円

エ・オ 略

カ その他特殊加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,740円

(16)・(17) 略

備考 略

7~12 略
13 土木関係事務

- (1)~(7) 略
- (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア~エ 略

オ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査

(7) 略

- (イ) (7)の表の床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分の床面積について算定する。ただし、建築物の増築又は改築を行う場合であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び第15号において「基準省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第15号において同じ。)を算定するときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する

カ~ニ 略

査 1件につき 27,000円
 ネ～ヒ 略
 フ 法第55条第3項の規定に基づく建築物の
 高さの限度に関する特例の許可の申請
 又は同条第4項各号の規定に基づく建築
 物の高さの許可の申請に対する審査 1
 件につき 160,000円
 ヘ～マ 略
 ミ 法第58条第2項の規定に基づく建築物
 の高さの最高限度に関する特例の許可の
 申請に対する審査 1件につき 160,00
 0円
 ム～ま 略
 備考 略
 (8)の2～(8)の5 略
 (8)の6 租税特別措置法施行令(昭和32年政
 令第43号。以下この号において「施行令」
 という。)の施行に関する事務
 ア 施行令第19条第11項又は第38条の5第
 9項に規定する住宅用地の譲渡に該当す
 るものであることについての認定の申請
 に対する審査 1件につき 47,000円
 イ 施行令第19条第12項第4号又は第38条
 の5第10項第4号に規定する譲渡予定価
 額に関する申出に対する審査 1件につ
 き 43,000円
 ウ 施行令第20条の2第14項又は第38条の
 4第24項に規定する要件に該当する事業
 であることについての認定の申請に対す
 る審査 1件につき 31,000円
 エ 施行令第25条の4第2項に規定する要
 件に該当する事業であることについての
 認定の申請に対する審査 1件につき
 32,000円
 オ 施行令第25条の4第17項に規定する事
 情があることについての認定の申請に対
 する審査 1件につき 24,000円
 (8)の7～(11) 略
 (12) 都市の低炭素化の促進に関する法律(以
 下この号において「法」という。)の施行
 に関する事務
 ア 法第53条第1項の規定に基づく認定の
 申請に対する審査
 (7) 法第54条第2項の規定に基づく申出
 がない場合
 a 申請に係る建築物が建築物省エネ
 法第11条第1項に規定する住宅部分
 (以下この号において「住宅部分」
 という。)を有するもの(同項に規
 定する非住宅部分(以下この号にお
 いて「非住宅部分」という。)を有
 する建築物を除く。)である場合
 (a) 一戸建ての住宅(1棟の建築物
 からなる1戸の住宅をいう。以下
 この号において同じ。)を認定す
 る場合(以下この号において同じ。)
 の手数料の額は、申請に係る
 建築物につき、次の表の左欄及び
 中欄に掲げる区分に応じ、それぞ
 れ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様 基準の評 価の方法	2.00平方メートル未 満のもの(適合証の 添付がない場合)	35,000円

ヌ～ハ 略
 ビ 法第55条第3項各号の規定に基づく建
 築物の高さの許可の申請に対する審査
 1件につき 160,000円

フ～ホ 略

マ～ヘ 略
 備考 略

(8)の2～(8)の5 略
 (8)の6 租税特別措置法施行令(昭和32年政
 令第43号。以下この号において「施行令」
 という。)の施行に関する事務
 ア 施行令第18条の5第10項又は第38条の
 5第8項に規定する住宅用地の譲渡に該
 当するものであることについての認定の
 申請に対する審査 1件につき 47,000
 円
 イ 施行令第18条の5第11項第4号又は第
 38条の5第9項第4号に規定する譲渡予
 定価額に関する申出に対する審査 1件
 につき 43,000円
 ウ 施行令第20条の2第6項又は第38条の
 4第16項に規定する要件に該当する事業
 であることについての認定の申請に対す
 る審査 1件につき 31,000円
 エ 施行令第25条の4第2項又は第39条の
 7第11項に規定する要件に該当する事業
 であることについての認定の申請に対す
 る審査 1件につき 32,000円
 オ 施行令第25条の4第16項又は第39条の
 7第13項に規定する事情があることにつ
 いての認定の申請に対する審査 1件に
 つき 24,000円
 (8)の7～(11) 略
 (12) 都市の低炭素化の促進に関する法律(以
 下この号において「法」という。)の施行
 に関する事務
 ア 法第53条第1項の規定に基づく認定の
 申請に対する審査
 (7) 法第54条第2項の規定に基づく申出
 がない場合
 a 申請に係る建築物が建築物省エネ
 法第11条第1項に規定する住宅部分
 (以下この号において「住宅部分」
 という。)を有するもの(同項に規
 定する非住宅部分(以下この号にお
 いて「非住宅部分」という。)を有
 する建築物を除く。)である場合
 (a) 一戸建ての住宅(1棟の建築物
 からなる1戸の住宅をいう。以下
 この号において同じ。)又は共同
 住宅等(共同住宅、長屋その他の
 一戸建ての住宅以外の住宅をいう
 。以下この号において同じ。)の
 住戸を認定する場合(以下この号
 において同じ。)の手数料の額は、
 申請に係る建築物につき、次の
 表の左欄に掲げる床面積の合計の
 区分に応じ、それぞれ同表の右欄
 に定める額とする。

床面積の合計	金額
2.00平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	35,000円

以外の方法	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	39,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
誘導仕様基準の評価の方法	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	18,000円
	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	19,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円

備考
 1 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。
 2 「誘導仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第10条第2号イ②及び同号ロ②の基準による方法をいう。

(b) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。)を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法 以外の方法	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	71,000円
	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	119,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円

200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	39,000円
200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円

備考
 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

(b) 共同住宅等の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

床面積の合計	金額
300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	71,000円
300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	119,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円

	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	202,000円		2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	202,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	46,000円		2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	46,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	290,000円		5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	290,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	83,000円		5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	83,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	571,000円		10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	571,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	133,000円		10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	133,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	1,009,000円		25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	1,009,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	202,000円		25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	202,000円
	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	1,855,000円		50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	1,855,000円
	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	306,000円		50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	306,000円
誘導仕様基準の評価の方法	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	34,000円			
	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円			
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	58,000円			
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円			

- b 略
- c 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合
 - (a) 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(a)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。
 - (b) 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(b)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

- (4) 略
- イ 略
- (13)・(14) 略
- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

- ア・イ 略
- ウ 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において単に「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に同条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査
- (7) 法第35条第2項の規定に基づく申出がない場合

- a 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する住宅部分(以下この号において「住宅部分」という。)を有するもの(同項に規定する非住宅部分(以下この号において「非住宅部分」という。)を有する建築物を除く。)である場合
 - (a) 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。以下この号において同じ。)を認定する場合(以下この号において「住宅」という。)の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	35,000円
	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	39,000円

- b 略
- c 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合
 - (a) 一戸建ての住宅の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。
 - (b) 共同住宅等の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(b)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

- (4) 略
- イ 略
- (13)・(14) 略
- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

- ア・イ 略
- ウ 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において単に「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に同条第3項各号に掲げる事項を記載していないものに限る。)に対する審査
- (7) 法第35条第2項の規定に基づく申出がない場合

- a 申請に係る建築物が法第11条第1項に規定する住宅部分(以下この号において「住宅部分」という。)を有するもの(同項に規定する非住宅部分(以下この号において「非住宅部分」という。)を有する建築物を除く。)である場合
 - (a) 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。以下この号において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。)の住戸を認定する場合(以下この号において「住宅」という。)の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

床面積の合計	金額
200平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	35,000円
200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	39,000円

	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
誘導仕様基準の評価の方法	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	18,000円
	200平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	19,000円
	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
備考 1 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。 2 「誘導仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第10条第2号イ②及び同号ロ②の基準による方法をいう。		

	200平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	5,000円
備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。		

(b) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。)を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(b) 共同住宅等の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	70,000円
	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	118,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	200,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メ	46,000円

床面積の合計	金額
300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	70,000円
300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	118,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	200,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適	46,000円

	一ト未満のもの(適合証の添付がある場合)		合証の添付がある場合)	
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	287,000円	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	287,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	82,000円	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	82,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	565,000円	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	565,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	132,000円	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	132,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	999,000円	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	999,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	200,000円	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	200,000円
	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	1,837,000円	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	1,837,000円
	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	303,000円	50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	303,000円
誘導仕様基準の評価の方法	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	34,000円		
	300平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	10,000円		
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	58,000円		
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	21,000円		
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	105,000円		

場合)	
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	46,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	159,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	82,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	292,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	132,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がない場合)	495,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの(適合証の添付がある場合)	200,000円
50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がない場合)	867,000円
50,000平方メートル以上のもの(適合証の添付がある場合)	303,000円

備考
 1 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。
 2 「誘導仕様基準の評価の方法」とは、基準省令第10条第2号イ②及び同号ロ②の基準による方法をいう。

- b 略
- c 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合
 - (a) 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(a)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

--	--

備考
 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

- b 略
- c 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合
 - (a) 一戸建ての住宅の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右

に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

- (b) 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(b)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

(イ) 略
エ～キ 略

(16)・(17) 略

14 教育関係事務

(1) 略

- (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）に基づく事務

ア 略

イ 法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与 1件につき 3,300円

ウ 法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与 1件につき 1,700円

エ・オ 略

カ～ク 略

15～20 略

欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

- (b) 共同住宅等の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(b)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

(イ) 略

エ～キ 略

(16)・(17) 略

14 教育関係事務

(1) 略

- (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。）に基づく事務

ア 略

イ 法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与 1件につき 3,300円

ウ 法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与 1件につき 1,700円

エ・オ 略

カ 法第9条の2第1項、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第2項及び第3項第3号並びに改正法附則第2条第5項括弧書の規定に基づく免許状の更新、確認及び認定 1件につき 3,300円

キ 法第9条の2第5項及び改正法附則第2条第4項の規定に基づく免許状の有効期間の延長及び修了確認期限の延期 1件につき 2,000円

ク～コ 略

15～20 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3第5項第19号の改正規定、同表第13項第8号の改正規定（「及び第15号」を「、第12号及び第15号」に改める部分に限る。）、同項第8号の6、第12号及び第15号の改正規定並びに同表第14項の改正規定 公布の日

- (2) 別表第2第8項の改正規定 令和5年3月27日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされた申請に係る手数料の納付については、この条例による改正後の和歌山県使用料及び手数料条例（次項において「新条例」という。）別表第2第8項（第1号括弧書を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第2第8項第1号括弧書の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された

一般旅券が旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。